



- ハ 内燃機関並びにこれに附属する伝導装置及び起動装置
- 二 操縦装置、脚操作装置及び自動安定装置
- ホ 給油装置、水・メタノール噴射装置、ハイドロリック装置及びニューマチック装置
- ヘ 与圧装置、冷房装置、暖房装置、酸素供給装置、防水装置及び防火装置
- 三 航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの
- 四 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット又はこれらを開発するためのロケットの部分品
- 五 宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの（航空機部分品等の免税手続）
- 第八条** 法第四条の規定により前条各号に掲げる物品について閑税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。
- 一 当該物品の品名、型式、性能、数量及び価格
  - 二 当該物品の製造者及び製造地
  - 三 当該物品の用途及び使用場所（前条第三号又は第五号に掲げる素材に係る場合にあつては、その用途並びに承認を受けようとする工場の名称及び所在地）
  - 2 前項の輸入申告は、当該申告に係る物品を使用する者の名をもつてしなければならない。（帳簿等の備付け）
- 第九条** 法第四条の規定により閑税の免除を受けた物品をその免除を受けた用途に供する者は、その事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の記載は、当該事業場に当該物品（特例申告貨物を除く。）の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。
- 一 当該物品の品名、型式及び数量
  - 二 その輸入の許可書又は特例申告書に記載された閑税の課税標準となる価格又は数量及び閑税の免除額
  - 三 その輸入の許可に係る税關、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書（閑税法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
  - 四 当該物品を事業場に搬入した年月日及び当該物品を当該用途に供した年月日
  - 五 当該物品の使用場所（使用状況の報告）
- 第十一条** 税関長は、必要があると認めるときは、法第四条の規定により閑税の免除を受けた物品の使用者に対し、当該物品の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。

- 第三章 特別緊急関税等**
- （経済連携協定）**
- 第十条の二** 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。
- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
  - 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
  - 三 経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定
  - 四 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
  - 五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
  - 六 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
  - 七 経済的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定
  - 八 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
  - 九 日本国とイスラム連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
- 第十二条** 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定
- 第十三条** 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定
- 第十四条** 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）
- 第十五条** 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定
- 第十六条** 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）
- 第十七条** 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「欧州連合協定」という。）
- 第十八条** 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「アメリカ合衆国協定」という。）
- 第十九条** 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英國協定」という。）
- 第二十条** 地域的な包括的経済連携協定（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法）
- 第十条の三** 法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において読み替えて準用する同条第四項における経済連携協定（同条第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、閑税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十一条第一項第二号イ（1）又は（2）（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。
- 2** 閑税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告」（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請。次項において同じ。）と読み替えるものとする。
- （輸入数量の算出に係る政令で定める日）**
- 第十条の四** 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が國以外の締約国（固有の閑税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。
- 一 環太平洋包括的及び先進的協定
  - 二 歐州連合協定
  - 三 アメリカ合衆国協定
  - 四 英国協定
- 3** 法第七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が國以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定  
二 欧州連合協定  
三 アメリカ合衆国協定  
四 英国協定

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定  
二 欧州連合協定  
三 アメリカ合衆国協定  
四 英国協定

(麦等及び米穀等に係る証明方法)

第十一條 第二条の規定は、法第七条の三第二項第三号又は第四号に規定する証明について準用する。

(政府が貸付けを行つた米穀に準ずる米穀の指定)

第十二条 第三条の二の規定は、法第七条の三第二項第四号に規定する政府が貸付けを行つた米穀に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)

第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された豚肉等であること又は法第七条の六第二項第一号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された豚肉等であるとの確認は、当該物品又は当該豚肉等に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」といいう。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。)に係る数量として、関税法第一百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」といいう。)に計上される数量(法の別表第一の六の二の項まで及び二の項に掲げる物品にあつては、当

第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」といいう。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手

等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」といいう。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手

により換算して得た数量。以下この項において同じ。)とする。ただし、同条第一項ただし書の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同表に掲げる物品について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量とする。

3 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。  
4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(国内消費量の統計)

第十五條 法第七条の三第七項(法第七条の六第四項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める統計は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計、貿易統計又は財務省令で定める統計とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六條 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する国内消費量は、前条に規定する統計の数量及び当該数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量を基礎として算出するものとする。

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(発動基準価格の算出方法)

第十七條 法第七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合においての価格、昭和六十一年、昭和六十二年若しくは昭和六十三年における当該物品の課税価格又は当該物品に類似する物品の課税価格に合理的と認められる調整を加えて得た価格とする。

(第十八条 刪除)

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九條 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等(次項及び第四項において「豚肉等」という。)の同条第一項に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第四項に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とす

る。ただし、令和六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から令

号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」といいう。)に計上される数量とす

る。)が、統計計上数量が貿易統計に計上される場合において準用する。この場合においての価格、昭和六十一年、昭和六十二年若しくは昭和六十三年における当該物品の課税価格又は当該物品に類似する物品の課税価格に合理的と認められる調整を加えて得た価格とする。

(法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合においての価格、昭和六十一年、昭和六十二年若しくは昭和六十三年における当該物品の課税価格又は当該物品に類似する物品の課税価格に合理的と認められる調整を加えて得た価格とする。)

2 法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

法第七条の三第七項の規定により算出される価格は、同項に規定する加重平均価格により難い物品の国際市況における価格、当該物品の本邦からの輸出に際しにおいて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。



の七第五号において、英國協定適用本物の輸入数量及び英國協定適用ホエイの輸入数量の合計

三 前項第三号に掲げる場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過するまで

別表第一の五十六の項の中欄に掲げる別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に

る日まで

經濟連携協定の規定に基づき關稅の讓許に基づき關稅の讓許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる  
許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英國協定適用オレンジの輸入数量の合計  
掲げる物品（以下この表において「英  
國協定適用オレンジ」という。）

別表第一の五十七の項の中欄に掲げる別表第一の四十三の項の中欄に掲げる經濟連携協定の規定に  
經濟連携協定の規定に基づき關稅の讓許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる  
許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十七の項の中欄に掲げる經濟連携  
協定の規定に基づき關稅の讓許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計

四 その年度の各四半期における合計輸入数量が、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る当該四半期における法第七条の人第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合（発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して九十日を経過する日まで

前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英國協定適用牛肉に係る法第七条の人第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、歐州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同項第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」とある。

**第十九条の四** 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

及びアメリカ合衆国協定第一「輸入数量」と、英國協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「歐州連合協定適用牛肉の輸入数量及び英國協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。  
(法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日)

二 その年度における合計輸入数量が、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の二月中において超えた場合、発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日を除く）に掲げる日をいう。以下この項及び次項において同じ。」の日数は、算入しない。」を経過した日（同日がこの項に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日の翌日からこの項に定める期間の終了日までの間の日である場合にあつては、当該期間の終了日の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

十三の項まで又は二十七の項から三十五の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

2 三  
その年度において輸入基準数量が、政令で定めた期間内に供する当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を當該年度の三月中において超えた場合、発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで前項の規定にかかわらず、令和十年度から令和十四年度までの各年度において、環太平洋包括的貿易協定適用年内に供する当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を當該年度の三月中において超えた場合、発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

四 歐州連合協定	四 歐州連合協定に定められた税率
四 アメリカ合衆国協定	四 アメリカ合衆国協定に定められた税率
五 英國協定	英國協定に定められた税率
（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）	（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）
第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。	第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

輸入基準数量を超えた場合には同項に規定する政令で定める期間は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし第一号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合にあつては当該各号に定める期間のうちいすれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合にあつては同号に定めた期間とする。

一 オーストラリア協定 オーストラリア協定適用生鮮等牛肉又はオーストラリア協定適用冷凍  
牛肉（次条において「オーストラリア協定適用牛肉」という。）であつて、法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日前において本邦に向けて送り出されたものであることを船荷  
証券その他これに類する書類に記載されている事項により税関長が認めたもの  
二 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋包括的及び先進的協定の規定

三　歐州連合協定　歐州連合協定適用牛肉又は別表第一の四十一の項の中欄に掲げる經濟連携協定の規定に基づき關稅の讓許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品であつて、農林水産大臣が歐州連合協定の規定に基づき歐州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

四 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用ホエイであつて、農林水産大臣がアメリカ合衆国協定の規定に基づきアメリカ合衆国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

五 英国協定 英国協定適用牛肉又は英國協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が英國協定の規定に基づき英國協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

**第十九条の八** 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する修正対象物品の輸入数量(アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る令和四年度から令和九年度までの各年度における法第七条の八第一項第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量(アメリカ合衆国協定適用牛肉を含む。))について準用する。

二 の場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、歐州連合協定適用牛肉又は英國協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

前項の場合において、その年度(以下この項において「算出対象年度」という。)の前年度においてオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一 算出対象年度の前年度の初日からオーストラリア協定適用牛肉に係る同一条の八第一項に規定する発動期間の開始の日(次号イにおいて「発動日」という。)の前日(同一年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る同一年度における同項に規定する輸入基準数量を同年度の二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日)までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二 算出対象年度の前年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたオーストラリア協定適用牛肉(次に掲げるものを除く。)の数量

イ 平成二十六年度から算出対象年度の前年度までの各年度の初日(平成二十六年度においては、平成二十七年一月十五日)から当該各年度の発動日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ 平成二十六年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日(平成二十六年度においては、平成二十七年一月十五日)から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの

口 平成二十六年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日(平成二十六年度においては、平成二十七年一月十五日)から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの

メ 肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。)

三 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する修正対象物品の輸入数量について準用する。

この場合において、同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量(環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。)との合計数量とする。」と、同表の五十一の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、「同条第四項に規定する同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する修正対象物品の輸入数量について準用する。」とあるのは、「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品(以下この項において「英國協定適用豚肉等」という。)に

係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品(以下この項において「歐州連合協定適用豚肉等」という。)と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。」とあるのは「英國を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量(英國協定適用豚肉等に)と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英國協定適用豚肉等に」と、同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英國協定適用豚肉等の当該各年の数量と英年の数量」とあるのは「英國協定適用豚肉等の統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した歐州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量(英國を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。)及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英國協定適用豚肉等の当該各年の数量と英國を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日)

**第十九条の九**

法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項、四十二の項、四十九の項又は五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

(法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)

**第十九条の十**

法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、歐州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英國協定適用牛

肉とする。

(法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)

3 前項の規定にかかるわらず、令和十年度から令和十四年度までの各年度において、法第七条の八第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四項	第七条の八第八項の規定	読み替える法	読み替えられ読み替える字句
翌月末日	毎月末	毎旬の末日	

第四項	第七条の八第八項の規定	読み替える法	読み替えられ読み替える字句
同日から起算して五日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日をいう。)の日数は、算入しない。)を経過した日	毎月末	毎旬の末日	

2 第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五項	第七条の八第八項の規定	読み替える法	読み替えられ読み替える字句
第五項	第五項	第五項	第五項

3 第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定の句	読み替える字句
第七条毎月末	毎旬の末日
四八第八四項	翌月末の輸入数（以下この項において「第一輸入数量」という。）
当該輸入数量	同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいす。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下この項において「第二輸入数量」という。）について同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日
当該第一輸入数量又は第二輸入数量	当該第一輸入数量（以下この項において「第一輸入数量」という。）

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定（環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率）

二 欧州連合協定（歐州連合協定に定められた税率）

三 アメリカ合衆国協定（アメリカ合衆国協定に定められた税率）

四 英国協定（英國協定に定められた税率）

第五章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税

（加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等）

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー

二 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品

三 関税率表第四四〇・一五項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品

四 関税率表第四一・〇四項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品

五 関税率表第四二・〇三項に掲げる物品

六 関税率表第四二・〇五・〇〇号の二に掲げる物品

七 関税率表第四三・〇四項に掲げる物品

八 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

九 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十一 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十二 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十三 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十四 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十五 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十六 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十七 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十八 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

十九 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

二十 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

二十一 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品

二十二 関税率表第六二類に掲げる物品

二十一	関税率表第六二類に掲げる物品
二十二	関税率表第七三三九・四〇号に掲げる物品のうち安全ピン
二十三	関税率表第七三三九・二〇号に掲げる物品
二十四	関税率表第七四一九・八〇号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスペンドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。）
二十五	関税率表第八三・〇八項に掲げる物品
二十六	関税率表第九六・〇六項又は第九六・〇七項に掲げる物品
二十七	関税率表第三九二三・一二号、第三九一三・一九号、第四八一九・四〇号、第四八一二・一〇号又は第四八二三・九〇号に掲げる物品であつて包装に使用するもの
二十八	法第八条第一項第一号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。
二十九	一 原材料貨物（法第八条第一項に規定する本邦から輸出された貨物をいう。以下この条及び次条において同じ。）をなめすこと。 二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。
三十	三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。
三十一	四 原材料貨物から製造したコンボジションレザーを原料又は材料として使用すること。
三十二	五 毛皮（人造毛皮を除く。）を原料又は材料として使用すること。
三十三	一 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とすること。 二 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー 三 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品
三十四	四 関税率表第四二・〇三・四〇号に掲げる物品
三十五	五 関税率表第四八二三・九〇号の二に掲げる物品
三十六	六 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品
三十七	七 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品
三十八	八 関税率表第五〇・〇四項に掲げる物品
三十九	九 関税率表第四二〇三・四〇号に掲げる物品
四十	十 関税率表第五二・〇一項から第五三・一項までに掲げる物品
四十一	十一 関税率表第五三・〇九項からは第五五・〇八項から第五五・一二項までに掲げる物品
四十二	十二 関税率表第五四・〇一項、第五四・〇七項又は第五四・〇八項に掲げる物品
四十三	十三 関税率表第五五・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品
四十四	十四 関税率表第五六類に掲げる物品
四十五	十五 関税率表第五七類に掲げる物品
四十六	十六 関税率表第五八類に掲げる物品
四十七	十七 関税率表第五九類に掲げる物品
四十八	十八 関税率表第六〇類に掲げる物品
四十九	十九 関税率表第六一類に掲げる物品
五十	二十 関税率表第六二類に掲げる物品
五十一	二十一 関税率表第七三三九・二〇号に掲げる物品のうち安全ピン
五十二	二十二 関税率表第七三三九・四〇号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスペンドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。）



一 対象物品	（法第八条の二第一項各号に掲げる物品を財務省令で定めるところによる期間）	当該年の四月	二 対象物品のうち、当該年の前々年までの過去三年間の一の対象物品の輸入額のうち占める当該三年間の一般特恵受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が五十パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	当該年の四月	前年度に見込まれたものに限る。）が我が国について効力を生ずる日と当該一般特恵受益国について効力を生ずる日とのいずれか遅い日における当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項各号に定める税率以下のものにおいて同じ。）が無税とされているもの（当該一般特恵受益国が協定税率の適用又は関税率法第五条の規定による関税についての便益を受けることができる場合に限る。）	（二）協定税率（法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。以下この項において同じ。）	（一）その国の平成二十八年以後の連續する三年の各年の国際復興開発銀行が公表する国ごとの一人当たりの所得の額に関する統計その他の財務省令で定める統計（次号、第三項第一号及び第四項の表において「国際復興開発銀行統計等」という。）における一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しないもの（当該一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しない連続する三年（当該連續する三年が二年以上あるときは、最も遅い当該連續する三年）後）に次の一いずれかに該当する連続する三年がないものに限る。）
二 国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの	（該当するもの）	口 財務省令で定めるところにより算出した世界の輸出額の総額のうちに占めるその国の輸出額の割合が一パーセント以上である国にあつては、国際復興開発銀行が公表する高中所得国（所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの）	（二）国際復興開発銀行統計等の公表により前号に該当することが明らかになつた日以後に、その国（政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望する旨を通知したもの）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が四十五億円を超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が五十パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が五十パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が五十パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）
三 特恵受益国等	（法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等をいう。以下同じ。）のうち次の各号（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいう。第七項及び第八項において同じ。）以外の国（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。	（一）財務大臣は、前項の規定に基づき法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適當であるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、その判断のための参考となるべき意見を求めることができる。	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）
四 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品	（法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与えない期間とする。）	（二）その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適當でないと認めたもの（その認めた日）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（二）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）
五 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国	（法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適當であるものとして財務大臣が指定したものとする。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）
六 第二項の規定	（第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の二第三項の規定による特恵関税についての便益を与えることが適當であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について規定する。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）	（一）当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全か早い年の三年の輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの（当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。）
七 第三項第二号又は第三号に該当するもの	（当該各号に定める日）	（二）国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなったもの（その決議の日）	（三）その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第三項の規定による特恵関税についての便益を与えることが適當でないと認めたもの（その認めた日）				





○四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。）同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けするものを除く。）のうち青色に着色したもの（農林水産省令で定める方法により着色したものに限る。次条第二項第二号において同じ。）であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機械輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・二〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二二〇一・一〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二二〇一・一〇号、第一九〇一・九〇号、第二二〇一・一〇号）のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当製粉乳又は調製液状乳用ホエイ以外のものを除く。）のうち、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの

四 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカーボ（いずれも乾燥固形分が全重量の四十ハーベーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装したものに限る。）を除く。）関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロツクフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び第六号において「関税割当チーズ」といいう。）以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの

五 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカーボ（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八ハーベーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装したものに限る。）を除く。）関税率表第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び第六号において「関税割当チーズ」といいう。）のうち、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODE X STANDARD二百七十五一千九百七十三）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうち、シユレンドチーズの原料として使用するもの

六 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当チーズ以外のもので、シユレンドチーズの原料として使用するもの

七 関税率表第一一〇八・一二号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターク）、関税率表第一一〇八・一二号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉及び関税率表第一一〇八・一九号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、関税率表第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉及び関税率表第一一〇八・一二号に掲げるその他のでん粉のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・一二号に定める方法により精製するものに限る。次条第二項第三号において同じ。）

八 関税率表第一一〇六・二〇号の二の（二）に掲げるココアを含有する調製食料品のうち、関税率表第一一〇六・二〇号の二の（二）に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十九・三度未満に相当するものであり、かつ、農林水産省令で定める方法により精製するものに限る。）並びにこの項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校若しくは特別支援学校、関税率定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設又は児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食

十 関税率表第二〇〇二・九〇号の二の（一）に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの

（軽減税率等の適用についての手続等）

**第三十三条** 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 当該物品の品名、規格、数量及び価格並びにその原産地

二 当該物品の用途及び使用場所（前条第一項第一号及び第七号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号及び第七号並びに第二項第四号から第六号までに掲げるもの）から製造される製品の品名及びその予定期間（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 当該物品の品名、規格、数量及び価格並びにその原産地

二 当該物品の用途及び使用場所（前条第一項第一号及び第七号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定期間）

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号及び第七号並びに第二項第四号から第六号までに掲げるもの）から製造される製品の品名及びその予定期間（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

二 当該物品が前条第一項第一号に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち学校等給食用のものであるとき、その旨を記載した文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書

三 当該物品が前条第一項第一号に掲げるときは、その旨を記載した農林水産大臣の証明書

四 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同条第一項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と読み替えるものとする。

五 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と読み替えるものとする。

六 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校若しくは特別支援学校、関税率定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設又は児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食

用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等につては、配分先の記載は、することを要しない。

一 受け入れた当該物品又は給食用加工食品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあっては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、種類、数量、価格並びに蔵置場

二 当該配分機関及び学校等にあつては、配分した当該物品又は給食用加工食品の種類、数量、

価格、配分年月日、配分先及び蔵置されていた場所

三 給食用加工食品を製造する者にあつては、使用した当該物品の種類、数量及び価格並びにこれらを使用して製造した給食用加工食品及び納入した当該給食用加工食品の品名、数量及びその年月日

6 税関長は、必要があると認めるときは、法第九条第一項の輕減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分機関及び当該物品の給食を実施する学校等並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

7 第一条第一項の輕減税率の適用を受けた前条第一項第二号若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同条第一項第二号に掲げる物品にあっては第四十五条第三項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる物品にあっては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所

二 配合飼料を製造する者にあつては、使用した当該物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日、当該物品から製造した製品及び副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出た先及びその年月日

8 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は当該物品を使用して配合飼料を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

9 法第九条第一項の輕減税率の適用を受けた前条第一項第七号に掲げる物品を使用する者（以下この項及び第十一項において「七号物品使用者」という。）、七号物品使用者に対し当該物品を販売する者（以下この項及び第十一項において「七号物品販売者」という。）及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの（以下この項及び第十一項において「共同利用施設用七号物品」という。）を使用して七号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品又は共同利用施設用七号物品を使用して製造された飼料の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。））、規格、数量、価格並びに蔵置場

二 七号物品販売者にあつては、販売した当該物品の販売年月日、販売先及びその業種、規格、数量並びに価格

三 共同利用施設用七号物品を使用して当該共同利用施設において飼料を製造する者にあつては、使用した当該共同利用施設用七号物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の物品の品名及び数量並びにその使用の年月日、当該共同利用施設用七号物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに当該共同利用施設から出した当該共同利用施設用七号物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出た先及びその年月日

10 法第九条第一項の輕減税率の適用を受けた前条第一項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの（以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。）からコーンフレークを製造する者（以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。）及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者（以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。）は、これらの事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた原料用とうもろこしの受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号、関税の課税標準となる価格並びに輕減を受けた関税の額（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所

二 コーンフレーク製造者にあつては、原料用とうもろこしから製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量（原料用とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合にあつては、当該ひき割りとうもろこし製造者から受け入れた当該委託に係るひき割りとうもろこしの規格、数量、受入年月日並びに受入先）、当該ひき割りとうもろこしの使用年月日並びに当該ひき割りとうもろこしから製造した製品の品名及び数量

三 ひき割りとうもろこし製造者にあつては、原料用とうもろこしから製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量

11 税関長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める報告書の提出を求めることができる。

一 七号物品使用者、七号物品販売者又は七号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用七号物品を使用して第九項に規定する共同利用施設において飼料を製造する者 同項の物品の使用の状況又は当該物品についての業務に関する報告書

12 法第九条第一項の輕減税率の適用を受けた前条第一項第九号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグレー（以下の項及び次項において「でん粉糖等」という。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号、関税の課税標準となる価格並びに輕減を受けた関税の額）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所

二 でん粉糖等を製造する者にあつては、使用した当該物品の数量、当該物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出た先及びその年月日

三 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は当該物品を使用してでん粉糖等を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

13 法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第八号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を精製用に使用する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所（蔵置場が異なる場合は、蔵置場を含む。）

二 当該物品を精製用に使用する者にあつては、次に掲げる事項

一 使使用した当該物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日

二 当該物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

- ハ 事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日
- 15 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は当該物品を精製用に使用する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。
- 第六章の二 経済連携協定に基づく製造用原材料品に係る譲許の便益の適用**
- (飼料の指定)**
- 第三十三条の二** 法第九条の二第一項に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原材料から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものとする。
- (譲許の便益の適用をしない製造)
- 第三十三条の三** 法第九条の二第一項各号に掲げる原材料の数量に対する飼料の数量の割合がその製造の方法、工場の設備その他事情を勘案して合理的と認められる割合を下るときは、その下る部分に対応する数量の原材料については、当該各号に規定する製造がされなかつたものとみなす。(製造工場の承認申請手続)
- 第三十三条の四** 法第九条の二第一項に規定する製造工場についての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 一 当該製造工場の名称、所在地、構造及び延べ面積
  - 二 当該製造工場について承認を受けようとする期間
  - 三 当該製造工場において法第九条の二第二項の規定による関税の譲許の便益の適用を受けて使用しようとする原材料の品名
  - 四 当該製造工場において前号の原材料を使用して行おうとする製造の方法及び計画並びに当該製造による製品の品名
- 2 前項の申請書には、承認を受けようとする製造工場及びその付近の図面を添付しなければならない。ただし、税関長がその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができない。
- (製造用原材料品に係る譲許の便益の適用の手続)
- 第三十三条の五** 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その譲許の便益の適用を受けようとする原材料の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原材料を置く場所並びに製造の期間を記載した書面を税関長に提出しなければならない。
- 2 前項の原材料の輸入申告は、法第九条の二第一項に規定する承認を受けた製造者の名をもつてしなければならない。
- (同種の原材料品を混用する場合の手続)
- 第三十三条の六** 法第九条の二第一項の規定により税関長の承認を受けようとする者は、製造用原材料品(同項に規定する製造用原材料品をいう。以下同じ。)にこれと同種の他の原材料を混じて使用する前に、これらの原材料の品名及び数量を記載した申請書をこれらの原材料を使用する製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、製造用原材料品及びこれに混じて使用しようとする同種の原材料の性質、製造の工程その他の事情により税関長がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の製造に関し一括して行うことができる。この場合においては、同項に規定する記載事項のうち税関長が必要ないと認めるものの記載を省略することができる。
- (製造が終了した場合の届出及び検査)
- 第三十三条の七** 法第九条の二第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

- 一 製造用原材料品による製品及び副産物の品名及び数量
- 2 使用した製造用原材料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)
- 3 前号の製造用原材料品にこれと同種の他の原材料を混じて使用したときは、その同種の他の原材料の品名及び数量並びに当該原材料の使用について法第九条の二第四項の規定による承認を受けた年月日
- 4 製造工場の名称及び所在地
- 5 製造用原材料品による製造をした者は、税関長が法第九条の二第一項に規定する製造工場の承認をするに際し、その者の使用する原材料及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、同条第五項の規定による届出により必要な検査をするものとして指定した製造工場において当該製造をした者であるときは当該届出により必要があるとされるごとに、その他他の製造工場において当該製造をした者であるときは税関長の必要と認める時期に、それぞれその製品について検査を受けなければならない。
- 6 製造工場の名称及び所在地
- 7 製造用原材料品による製造をした者は、税関長が法第九条の二第五項の規定による届出により検査をしたときは、製品検査書をその届出をした者に交付するものとする。
- (製造用原材料品の用途外使用等の承認申請手続)
- 第三十三条の八** 法第九条の二第六項ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原材料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 一 当該製造用原材料品の品名、数量及び価格
  - 二 当該製造用原材料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)
  - 三 当該製造用原材料品について関税の譲許の便益の適用を受けた用途及びその置かれている場所
  - 四 承認を受けようとする理由
- (製造用原材料品等の亡失又は滅却の場合の手続)
- 第三十三条の九** 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者(次条の届出書に係る製造用原材料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。)は、その製造用原材料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原材料品又はその製品の品名及び数量、当該原材料の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第九条の二第五項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。
- 2 法第九条の二第七項ただし書に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原材料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原材料の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 3 法第九条の二第七項ただし書において準用する関税率法第十条第一項(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原材料品又は製品を法第九条の二第一項各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、関税率法施行令第三条第一項各号(変質又は損傷による減税の手続)に掲げる事項のほか、当該原材料品又は製品が置かれている場所、当該原材料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)を記載した申請書をそ

置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原材料又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

(製造用原材料の譲渡の場合の届出)

**第三十三条の十** 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、当該関税の譲許の便益の適用を受けた製造用原材料を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に規定する製造に使用する用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原材料が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名又は名称

二 当該製造用原材料の品名及び数量並びに税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と法第九条の二第一項に規定する譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額

三 当該製造用原材料の輸入の許可に係る税關、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

四 当該製造用原材料が置かれている場所

五 譲渡しようとする先の製造工場の名称及び所在地

六 譲渡しようとする理由

(製造用原材料に関する記帳義務)

**第三十三条の十一** 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造工場に入れた製造用原材料の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税關、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

二 使用した製造用原材料又はこれに混じて使用した同種の他の原材料の品名及び数量並びにその使用の年月日

三 製造用原材料を使用してできた製品 (以下この項において「製品」という。) 及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

四 法第九条の二第五項の規定による検査を受けた製品又はその副産物の品名及び数量並びにその検査の年月日

五 製造工場から出した製造用原材料、製品又はその副産物の品名及び数量並びにその出した先是、その品名及び数量並びに亡失又は滅却された製造用原材料、製品又はその副産物があるとき及びその年月日

六 製造工場において亡失し、又は滅却された製造用原材料、製品又はその副産物があるときは、その品名及び数量並びに亡失又は滅却の年月日、場所及び事由

2 税關長は、製造用原材料の数量、製造の期間その他の事情により前項各号に掲げる事項を記載せざる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができ。 第七章 減免税物品の用途外使用等 (用途外使用等の承認の申請手続)

一 当該物品の品名、型式、数量及び価格  
二 その輸入の許可に係る税關、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)  
三 当該物品について関税の軽減、譲許の便益の適用又は免除を受けた用途及び使用場所  
四 承認を受けようとする理由

2 税関長は、法第十条ただし書の承認をする場合において、特に必要があるときは、その承認を受けようとする物品の確認をする場所を指定することができる。

(変質等による減税手続)

**第三十五条** 前条に規定する承認を受けた物品について法第十二条後段の規定により関税の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を前条第一項の税関長に提出して、当該物品につき税關の検査を受けなければならない。

一 当該物品の品名及び数量

二 その輸入の許可に係る税關、その許可の年月日及び許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 変質又は損傷の原因及び程度

四 関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎

五 (亡失及び滅却の届出)

**第三十六条** 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税關長に提出しなければならない。

一 亡失した物品の品名、数量及び価格

二 その輸入の許可に係る税關、輸入の許可の年月日及び許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 亡失した年月日、場所及び理由

2 前項に規定する者が同項の物品をその輸入の許可の日から二年以内にやむを得ない理由により滅却しようとする場合には、当該物品の使用者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税關長に提出しなければならない。

一 当該物品の品名、数量及び価格

二 その輸入の許可に係る税關、輸入の許可の年月日及び許可書の番号 (特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 その置かれている場所

四 滅却の日時、方法及び理由  
(減免税物品の転用ができる場合)

**第三十七条** 関税定率法施行令第六十一条の二(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)の規定は、法第十二条において準用する関税定率法第二十条の三第一項(関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

**第七章の二** 賦課決定の請求の手続

**第三十七条の二** 法第十二条の三第一項の規定による決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した賦課決定請求書を税關長に提出しなければならない。

一 当該決定の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号又は関税法第八条第四項(賦課決定)の賦課決定通知書若しくは同法第九条の三第二項(納税の告知)の納税告知書の発出の年月日及び番号(同法第八条第四項ただし書又は第九条の三第二項ただし書の規定により税關職員が口頭で決定の通知又は納税の告知をした場合を除く。)

二 当該決定の請求に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び価格

三 当該決定の請求をする理由

四 その他参考となるべき事項

2 前項の場合において、当該決定の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の賦課決定請求書に添付するとともに、当該決定の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は関税法第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)の検査その他郵便物に係る税關の審査の際に提出すべき



- 二十八 関税率表第二〇一・一二号の二の（一）、第二〇一・一二〇号の二の（一）、第一一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一並びに二の（一）及び（二）のEの（a）のハの（ロ）のIIに掲げる貨物のうち、分蜜糖のもの
- 二十九 関税率表第二一〇六・九〇号の二の（一）のAに掲げる貨物のうち、（ヒトコブラクダを含む。）の毛が付いている原皮を除く。のうち、なめし過程にないものの以外のもの
- 三十 関税率表第四一・〇一・〇四項から第四一・〇七項まで及び第四一・一二項から第四一・一四项までに掲げる貨物
- 三十一 関税率表第四二〇五・〇〇号の二に掲げる貨物
- 三十二 関税率表第五〇・〇一項及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる貨物
- 三十三 関税率表第五〇・〇一項及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる貨物
- 三十四 関税率表第六四・〇六項に掲げる貨物
- 三十五 関税率表第九四〇一・九九号の一に掲げる貨物
- （承認小売業者の承認申請手続等）
- 第三十九条 法第十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。
- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 法第十四条第一項の旅客（以下「特定旅客」という。）が同項の旅客ターミナル施設等において輸入する物品の販売（特定旅客への引渡しを含む。）の用に供するための販売場（次号及び第四十二条において「特定販売場」という。）の名称
- 三 特定販売場について関税率第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けた年月日及び許可書の番号（同法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場合にあつては、同法第五十条第一項の届出をした年月日）
- 四 特定旅客が法第十四条第一項の規定の適用を受けるための手続その他同条の規定の適用に関する事項の周知の方法
- 五 特定旅客から法第十四条第一項の規定の適用を受けるための手続に關し助言、相談、情報の提供その他の援助を行うために必要な体制は相談を受けた場合における助言、相談、情報の提供その他の援助を行つたために必要な体制
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 法第十四条第一項の規定による承認を受けた者（以下「承認小売業者」という。）は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、速滞なく、その旨を記載した届出書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。（特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限）
- 第四十条 法第十四条第一項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。
- （関税の免除の手続等）
- 第四十一条 法第十四条第一項の規定により関税の免除を受けようとする特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告書にその免除を受けようとする旨、同項に規定する出域をするために搭乗しようとする航空機の便名又は乗船しようとする船舶の名称及び当該出域に際し同項の規定による関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載しなければならない。
- 2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条（輸入品を携帶して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等若しくは特定販売施設において、又は同条に規定する情報通信の技術を利用する方法により購入したこと（当該特定販売施設において、又は当該方法により購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。）を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。
- 3 第一項の輸入申告書の提出があつた場合において必要があるときは、税関は、同項の航空機の搭乗券又は船舶の乗船券を提示させることができる。（販売を証する書類の交付）
- 第四十二条 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売し、又は引き渡した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 二 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帶して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において販売した場合、その販売を行つた特定販売場の名称
- ロ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する特定販売施設において販売し、その販売を行つた特定品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合、その販売を行つた特定販売場の名称及びその引渡しを行つた特定販売場の名称
- ハ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する情報通信の技術を利用して販売する方法により販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合、当該方法により販売した旨及びその引渡しを行つた特定販売場の名称
- 三 販売した物品の品名、数量及び価格並びに販売年月日
- 四 その他参考となるべき事項
- （承認の取消しの手続）
- 第四十三条 沖縄地区税関長は、法第十四条第三項の規定により同条第一項の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受けた者に通知しなければならない。
- 第九章 雜則
- （犯則事件の調査及び処分）
- 第四十四条 関税率法施行令第九章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、法第十六条から第十八条までの犯則事件の調査及び処分について準用する。
- 第四十五条 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第三〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設とする。
- 2 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第三〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する政令で定める施設は、関税率法施行令第六十五条第二項に規定する施設とする。
- 3 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第三〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する配合飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備えるものとする。
- 附 則
- この政令は、法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。
- 附 則（昭和三五年八月三〇日政令第一四五号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三六年三月六日政令第二四四号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三六年五月三一日政令第一五二号）抄
- この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。
- 附 則（昭和三六年三月二五日政令第二六八号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三七年三月三一日政令第一一一二号）抄
- この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和三七年三月六日政令第四一号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三七年三月三一日政令第一一一二号）抄
- この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和三七年七月一〇日政令第一九〇号）抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三八年一月一九日政令第二号）抄





## (経過措置)

**第二条** 改正前の第二十二条の四の規定により指定された石油化学製品の製造に使用される原油に係る関税の軽減又は改正前の第二十二条の三十六の規定により指定された原油及び粗油に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年三月三十一日までに、次の各号に掲げる物品の原料として使用された当該各号に定める物品に係る関税の還付については、なお従前の例による。

一 アンモニア 改正前の関税暫定措置法（以下「旧法」という。）第七条第四項に規定する揮発油、石油ガス又は石油アスファルト

二 ガス 旧法第七条の二第一項に規定する揮発油

三 旧法第七条の三第三項に規定する石油化学製品 同項に規定する揮発油等

3 改正前の別表第二から別表第四までに掲げる物品で、改正後の別表第二から別表第四までに掲げられないもの又はこれらに掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年三月三一日政令第三六号)

**第一条** この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

## (施行期日)

**第二条** 次の各号に掲げる物品の原料として昭和五十五年三月三十一日までに使用された当該各号に定める物品に係る関税の還付については、なお従前の例による。

一 アンモニア 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）次号において「暫定法」とい

う。) 第七条第四項に規定する揮発油又は石油ガス

二 暫定法第七条の三第一項に規定する石油化学製品 同項に規定する揮発油等

2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行令（次項において「旧暫定令」という。）第

二十一条の三十六に規定する原油及び粗油で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令（次項において「新暫定令」という。）第二十二条の三十六に規定する原油及び粗油に該当しないものに係る関税の軽減については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限

り、なお従前の例による。

3 旧暫定令別表第二及び別表第四に掲げる物品で、新暫定令別表第二及び別表第四に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

**第三条** 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令附則別表に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令附則別表に掲げられたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年一〇月二一日政令第二六八号) 抄

この政令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和五六年三月三一日政令第六六号)

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の第十二条各号に掲げる物品のうち、改正後の第十二条各号に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

3 改正前の第二十二条の三十六の規定に該当する原油及び粗油（改正後の第二十二条の三十六の規定に該当するもので、直接式水素添加脱硫装置に投入される原料油の原料とされるものを除く。以下この項において「原油等」という。）に係る関税の軽減については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入された原油等に限り、なお従前の例による。

## 4 改正前の別表第一、別表第二及び別表第四に掲げる物品のうち、改正後の別表第一、別表第二及び別表第四に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。  
附 則 (昭和五八年三月三一日政令第四八号)

この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和五九年三月三一日政令第六二号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

## (経過措置)

3 関税暫定措置法施行令第二十二条の十九第九号に掲げる揮発油で、改正前の令第五条第二号に掲げる塩化ビニル、アセチレン又はメチルアルコールの製造に使用されるものに係る関税の軽減については、昭和五十八年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年三月三一日政令第三二〇号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 第二十二条の六第一項の表第六号に掲げる揮発油で、昭和五十八年三月三十一日までに同号に掲げる塩化ビニル又はアセチレンの製造に使用されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年三月三一日政令第六二号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 次の各号に掲げる物品の原料として昭和五十九年三月三十一日までに使用された当該各号に定める物品に係る関税の還付については、なお従前の例による。

1 アンモニア 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）次号及び第三号において「暫定法」という。) 第七条第四項に規定する揮発油又は石油ガス

2 暫定法第七条の三第一項に規定する石油化学製品 同項に規定する揮発油等

3 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行令第十二条第五号及び第二十二条の二十九第一項の表第二号に掲げる物品で、改正後の関税暫定措置法施行令第十二条第五号及び第二十二条の二十九第一項の表第二号に掲げる物品に該当しないものに係る関税の軽減又は免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年一月九日政令第三二〇号) 抄

(施行期日) 附 則 (昭和六〇年三月三〇日政令第六四号)

この政令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。  
(経過措置)

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第二に掲げる物品のうち、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年一二月二〇日政令第三一六号)

この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。  
(経過措置)

1 この政令は、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

2 第二十二条の三十六の規定に該当する原油及び粗油（改正後の第二十二条の三十六の規定に該当するもので、直接式水素添加脱硫装置に投入される原料油の原料とされるものを除く。以下この項において「原油等」という。）に係る関税の軽減については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入された原油等に限り、なお従前の例による。

3 改正前の第二十二条の三十六の規定に該当する原油及び粗油（改正後の第二十二条の三十六の規定に該当するもので、直接式水素添加脱硫装置に投入される原料油の原料とされるものを除く。以下この項において「原油等」という。）に係る関税の軽減については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入された原油等に限り、なお従前の例による。



(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 関税暫定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十七号。以下「改正法」という。)による改正前の関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。以下「旧暫定法」という。)第七条の三第四項に規定する石油化学製品の原料として平成三年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第九二号)

(施行期日)

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条第四項に規定する石油化学製品の原料として平成四年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成四年四月三〇日政令第一五六号)

(施行期日)

この政令は、平成四年五月一日から施行する。

**附 則** (平成五年三月三一日政令第八八号)

(施行期日)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第四条の規定による改正前の関税暫定措置法施行令第二十一条の六第一項の表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として平成五年三月三十一日までに使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成六年三月三一日政令第一一三号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

4 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第四項に規定する石油化学製品の原料として平成六年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成七年三月三一日政令第一六二号)

(施行期日)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第四項に規定する石油化学製品の原料として平成七年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成七年一二月二七日政令第四三三号)

(施行期日)

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

**附 則** (平成八年三月三一日政令第九二号)

(施行期日)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第四項に規定する石油化学製品の原料として平成八年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年三月三一日政令第一一〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条 関税暫定率法等の一部を改正する法律(平成九年法律第五号。次条において「改正法」という。)第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。次条において「旧暫定法」という。)第六条第四項に規定する石油化学製品の原料として平成九年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一〇年三月二十五日政令第六五号)

(施行期日)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令第四十四条第二項の規定は、この政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一〇年三月三一日政令第一一一号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料として平成十年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一〇年六月二十四日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

この政令は、関税暫定率法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十六号)附則第一条第一号に定める日(平成十年六月二十九日)から施行する。

**附 則** (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年三月三一日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料として平成十一年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一一年三月三一日政令第一一八七号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料として平成十二年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月三一日政令第一一八七号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料として平成十二年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月三一日政令第一一八七号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成一二年六月七日から施行する。

(経過措置)





(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 別表第一に掲げられている国及び地域（同表第八号又は第五八号に掲げる国を除く。）についてはこの政令の施行の日においてこの政令による改正後の関税暫定措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第二十五条第一項の規定による特惠受益国等（関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等をいう。）の指定をしたものと、旧令第二十五条第三項に規定する国については同日において新令第二十五条第五項の規定による特別特惠受益国（同法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国をいう。）の指定をしたものとそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

2 旧令第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる物品については新令第二十五条第四項の表の二の項の中欄に掲げる物品と、これらの号に規定する期間については当該物品に係る同項の下欄に掲げる期間と、旧令第二十五条第二項第六号又は第七号に掲げる物品については同表の三の項の中欄に掲げる物品とそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間ににおける新令第二十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「次のいずれにも」とあり、及び「次いぢれかに」とあるのは「イに」と、同条第三項第一号中「第一項第一号イ又はロ」とあるのは「第一項第一号イ」とする。

(調整規定)

第三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行の日が平成三十年四月一日後となる場合には、第十四条第一項の改正規定中「。」の下に「第二十五条第四項の表及び」を加える」とあるのは「。」の下に「第二十五条第四項の表において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に改める」と、第二十五条の改正規定中「第十九条各号」とあるのは「第十九条の二各号」と、第二十六条第二項の改正規定中「別表第三」を「別表第二」とあるのは「別表第二」を「別表」と、別表第二を削り、別表第三を別表第二とする改正規定中「別表第二を削り、別表第三を別表第二」とあるのは「別表第一を削り、別表第二を別表」と、前条第一項中「別表第二」とあるのは「別表第一」とする。

この政令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月三一日政令第一五二号）抄  
(施行期日)

附 則 （平成三十一年三月三一日政令第一五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）の施行日の前日から施行する。

(調整規定)

第二条 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち次の表の上欄に掲げる関税法施行令等の一部を改正する政令の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条のうち関税暫定措置環太平洋パートナーシップに関する包括的及び協定（以下「環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」といふ。）」）の施行令（昭和三十五年政び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び協定（以下「環太平洋協定」といふ。）」）の第六十九号）第三章中第先進的協定

十一条の前に一条を加える  
改正規定の改正規定

同条第六項において準用する同条第四項及び同条第六項において準用する同条第四項

（輸入数量の算出に係る政令で定める日）  
（輸入数量の算出に係る政令で定める日）

（法第七条の三第一項第一号）

（輸入数量の算出に係る政令で定める日）  
（輸入数量の算出に係る政令で定める日）

<p>第十一条の四第三項</p> <p>豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。</p>	<p>第十一条の四第二項</p> <p>豚肉等であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。</p>
<p>第五条のうち関税暫定措置法施行令第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十八の項）を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改める部分及び「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改める部分に限る。）、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定（「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に改める部分、「の輸入数量とを」の「輸入数量」に改める部分、「第一条第一項各号」の下に「行政機関の休日」を加える部分及び「修正対象物品」と「物品と」に改める部分を除く。）、同令第五章の次に一章を加える改正規定（「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める部分に限る。）、同令第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十六の項）を「別表第一の二十四の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定の改正規定（別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改める部分を除く。）</p>	<p>第五条のうち関税暫定措置法施行令第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十八の項）を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改める部分及び「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改める部分に限る。）、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定（「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に改める部分、「の輸入数量とを」の「輸入数量」に改める部分、「第一条第一項各号」の下に「行政機関の休日」を加える部分及び「修正対象物品」と「物品と」に改める部分を除く。）、同令第五章の次に一章を加える改正規定（「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める部分に限る。）、同令第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十六の項）を「別表第一の二十四の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定の改正規定（別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改める部分を除く。）</p>
<p>二 略</p> <p>一 関税法施行令等の一部を改正する政令第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の三を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定の改正規定、同令第三章の二中同条を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十八の項）を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改める部分及び「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改める部分に限る。）、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定（「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に改める部分、「の輸入数量とを」の「輸入数量」に改める部分、「第一条第一項各号」の下に「行政機関の休日」を加える部分及び「修正対象物品」と「物品と」に改める部分を除く。）、同令第五章の次に一章を加える改正規定（「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める部分に限る。）、同令第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定の改正規定（別表第一の二十六の項）を「別表第一の二十四の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定の改正規定（別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改める部分を除く。）</p>	<p>二 前項の場合において、第一条のうちに掲げる規定は、適用しない。</p>
<p>三 及び四 略</p> <p>五 関税法施行令等の一部を改正する政令附則第二項の改正規定</p> <p>六 関税法施行令等の一部を改正する政令附則第三項の改正規定（第七条の七第一項）を「効力日」という。）から施行する。</p>	<p>三 及び四 略</p> <p>五 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>（平成三十一年二月一九日政令第三四〇号） 括</p>	<p>附 則</p> <p>（平成三十一年二月一九日政令第三四〇号） 括</p>

		（発効日の属する年度における関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用）
		発効日の属する年度に限り、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用については、同条中「四十二の項」とあるのは「三十七の項から四十二の項まで」と、「とする」とあるのは「（同表の三十七の項から四十一の項までの下欄に掲げる物品にあつては同日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日）とする」とする。
	附 則	（平成二一年三月三〇日政令第一三三号）抄
		この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
	附 則	（令和元年一二月一三日政令第一八四号）
		この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。
	附 則	（令和二年三月三一日政令第一二八号）抄
		この政令は、令和二年四月一日から施行する。
	附 則	（令和二年一二月一一日政令第三四八号）
		この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。
	附 則	（令和三年三月三一日政令第一三一号）
		この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第五十九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、令和四年一月一日から施行する。
	附 則	（令和三年六月四日政令第一六三号）
		この政令は、地域的な包括的経済連携協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
	附 則	（令和四年三月三一日政令第一三五号）抄
		この政令は、令和四年四月一日から施行する。
	附 則	（令和四年一二月一四日政令第三七九号）
		この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。
	附 則	（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄
		（施行期日）
	第一 条	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
		（関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）
	第二 条	第五条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の関税暫定措置法施行令第三十三条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の証明書は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、第五条の規定による改正後の同号の規定による内閣総理大臣の証明書とみなす。
		（罰則に関する経過措置）
	第七 条	施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則	（令和五年三月三一日政令第一五八号）抄
		（施行期日）
	第一 条	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
	別 表 第一	（第十九条の二関係）
		（施行期日）
1		この政令は、令和六年四月一日から施行する。
別 表 第一		（第十九条の二関係）
経済連携協定		（品名）
項 名		



